

第七十七回国会 法務委員会 議 録 第二号

昭和五十一年三月二日(火曜日)

午前十時十三分開議

出席委員

委員長 大竹 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 田中伊三次君

理事 保岡 興治君

理事 吉田 法晴君

理事 小坂徳三郎君

理事 福永 健司君

理事 早稲田柳右門君

理事 山本 幸一君

出席國務大臣

法務 大臣 稻葉 修君

出席府政委員

法務 政務次官 中山 利生君

法務 大臣官房長 藤島 昭君

法務 大臣官房司 賀集 唱君

法務 法制調査部長 安原 美穂君

法務 省刑事局長 田宮 重男君

委員外の出席者

最高裁判所事務 田宮 重男君

最高裁判所事務 矢口 洪一君

最高裁判所事務 松浦周太郎君

補欠選任 大野 市郎君

補欠選任 松浦周太郎君

委員の異動

二月十四日 大野 市郎君

同日 松浦周太郎君

同日 大野 市郎君

同日 松浦周太郎君

同日 大野 市郎君

同日 松浦周太郎君

同日 大野 市郎君

同日 松浦周太郎君

同日 大野 市郎君

同日 松浦周太郎君

同日 大野 市郎君

三月一日

山田 太郎君

矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

補欠選任

矢野 絢也君

山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

同日 山田 太郎君

同日 矢野 絢也君

書(東京都北区上中里町一の一四太田財政研究

所長太田政記(第六二号)

は本委員会に参考送付された。

本日(東京)の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

法務行政に関する件

検察行政に関する件

国内治安に関する件

人権擁護に関する件

〇大竹委員長 これより会議を開きます。

法務行政、検察行政、国内治安及び人権擁護に

関する件並びに裁判所の司法行政に関する件につ

いて調査を進めます。

この際、法務行政等の当面する諸問題について、

稲葉法務大臣から説明を聴取いたします。稲葉法

務大臣。

〇稲葉國務大臣 委員各位には、平素から法務行

政の適切な運営につき、格別の御尽力をいただき、

厚く御礼を申し上げます。

この機会に法務行政に関する所信の一端を申し

述べ、委員各位の深い御理解と格別の御協力を賜

りたいと存じます。

改めて申し上げるまでもなく、法務行政の使命

とすることは、法秩序の維持と国民の権利の保

全にあると考えております。ことに、内外の諸情

勢が変動を続け、困難な諸問題が山積しているこ

の時期に際し、国家社会の平和と国民生活の安定

を図るためには、その基盤とも言うべき法秩序が

揺るぎなく維持され、国民の権利がよく保全され

ていことがきわめて肝要と存するのであります。

私は、法務大臣就任以来、常にこのことを念頭

に置き、所管行政各般の諸問題に取り組んでまい

りました。今後とも職責を全うするため、全力

を傾注して、国民が期待する法務行政の推進に努

めてまいりたいと存じます。

以下、私が考えております重点施策について申

し述べます。

最近の犯罪情勢を見ますと、統計面から見る限

り平穩に推移しているものの、わが国の社会経済

生活の諸情勢を反映して、犯罪の態様は一層複雑

多様化、悪質化しているものと認められ、特に公

害事犯、各種経済関係事犯等国民の生活に密接に

関連する事犯の発生が目される上、暴力団相互

の抗争に伴う殺傷事犯の多発、公務員による汚職

事犯の続発は、厳に留意を要するものと考えてお

ります。また、いわゆる過激集団は悪質な爆弾事

件や内ゲバ事件を繰り返して、さらには、過激のク

アラランブル事件において見られるように、海外

において在外公館占拠、ハイジャック等重大事

犯を敢行するなど、ますますゲリラ的、テロの様

相を深めており、樂觀を許さないものがあります。

このような諸情勢に対処するため、私といたし

ましては、検察の体制を整備充実して、適正妥当

な検察権の行使に遺憾なきを期し、もって法秩序

の維持に努めてまいり所存であります。

なお、刑法の全面改正につきましては、目下、

事務当局において政府案作成作業を進めていると

ころであります。刑法は最も重要な基本法の一

つでありますので、その改正につきましても、広

く国民各階層の意見をも参酌しつつ、真に時代の

要請に適應した新しい刑法典の実現に努力したい

と考えております。

第一類 第三号

法務委員会

議 録

第二号

昭和五十一年三月二日

法務委員会議録第二号

第一類 第三号

第一類 第三号

第一類 第三号

第一類 第三号

第一類 第三号

第一類 第三号

第一類 第三号

第二は、犯罪者及び少年非行者に対する矯正及び更生保護行政の充実にあります。

犯罪者及び少年非行者の改善更生につきましては、刑務所、少年院等における施設内処遇と実社会における社会内処遇を充実強化するとともに、これら相互間の連携を緊密にし、その効果を高めようとする所存であります。

そのためには、まず施設内処遇につきましても、最近における処遇困難な被収容者の増加傾向にかんがみ、より一層の創意と工夫を加えつつ、被収容者個々の特性に応じた分類処遇を講じ、さらに職業訓練、教科活動等の各種教育活動の充実を推進するとともに、他方、社会内処遇につきましても、保護司等の民間篤志家との共同体制のもとに、一層の保護観察機能の充実、向上に努め、これら犯罪者等の円滑な社会復帰を図るとともに、犯罪のない明るい社会を建設するために、格段の考慮を払ってまいりたいと存じます。

第三は、民事行政事務等の充実にあります。

民事行政事務、とりわけ登記事務につきましては、依然として高い水準の事務量を保っており、かねてから職員の増員を始め、組織、機構の合理化及び事務処理の能率化などの措置を講じて、適正迅速な事務処理に尽力してまいりましたところであり、今後ともなお一層事務処理体制の充実強化を図り、国民の権利保全と行政サービスに万全を期してまいりたいと存じます。

なお、婚姻生活における両性の実質的平等の確立を図る見地から、離婚復氏の制度、婚姻事件に関する訴えの裁判管轄及び嫡出子の出生届の制度を改善するとともに、ブライバシー保護の見地から、戸籍の公開制限等、戸籍制度上の若干の問題点の改正を目的とする関係法律の改正案を準備して御議論を賜りたいと存じます。

次に、人権擁護につきましても、昭和四十八年度から全国的に発足いたしました人権モデル地区をさらに推進するとともに、人権擁護委員制度の

一層の充実を図って、人権擁護思想の啓発活動を行い、広く人権を尊重する精神の高揚と普及を図ってまいりたいと存じます。

第四に、出入国管理行政の充実にあります。

最近における出入国の状況を見ますと、国際交流の拡大に伴って、外国人の出入国、わが国民の出帰国ともに引き続き増加の傾向にあり、その結果、出入国管理及び外国人の在留管理に関する業務はいよいよ複雑、困難の度を加えるとともに、業務量の増加を見ております。このため外国人入国者の大部分を占める短期旅行者の入国手続の簡素化等、外国人の出入国及び在留管理行政の分野において合理化や改善を図るべき点が少なくないのであります。したがって、現行の外国人管理法制につき、従来の経緯その他諸般の情勢を勘案しつつ、根本的かつ総合的な再検討を進め、今日の諸情勢に対応できる出入国管理行政の確立に努めてまいりたいと考えております。

また、近隣諸国とわが国との経済格差等を背景として不法入国及び不法残留留滞者が増加しており、この面におきましても、対策に遺漏なきを期すよう努力を傾注してまいりたいと存じます。

第五に、訟務行政の充実にあります。

官房訟務部において処理している国の利害に係る争訟事件は、近年、社会情勢の変化に伴い、急激な増加を示すとともに、その内容もともに複雑、困難の度を加えておりますので、このような情勢に対処し、訟務行政の円滑な運営を図るため、官房訟務部の機構を改め訟務局を設置し、この種事件の適正円滑な処理を図ることにいたしたいと存じております。

最後に、法務省施設の整備改善についてであります。

現在、法務省が所管しております施設は、他省庁に比べて最もその数が多く、かつ、その延べ面積も全官庁の庁舎面積の約三分の一を占めております。したがって、そのすべてを早急に整備改善することは困難な実情にありますが、職員の執務

環境を改善し、事務能率の向上を図るためにも、老朽、狭隘度のはなはだしい施設や地方公共団体等から移転要請を受けている施設を重点的に取り上げ、整備改善に努めてまいりたいと存じます。

以上、法務行政の当面の重点施策について所信の一端を申し述べましたが、その他の諸施策につきましても、委員各位の御協力と御支援を得まして、その解決に努力する所存でありますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

いま世間の耳目を集めている例のロッキード問題につきましても、厳正、公平、中正に、冷静、沈着、単純明快にこれに対処する所存でありますので、この点については、特に法務委員各位の御協力を最後にお願ひ申し上げまして、所信の表明を終わります。(拍手)

○大竹委員長 次に、中山法務政務次官から発言の申し出がありますので、これを許します。中山政務次官。

○中山政府委員 このたび法務政務次官を拝命いたしました中山利生でございます。

法務行政は、私にとりまして経験の乏しい分野でございますが、稲葉法務大臣のもと、国民の期待する法務行政の推進に努めてまいりたいと存じております。

何とぞ、よろしく御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。(拍手)

○大竹委員長 内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。稲葉法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○稲葉国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものであります。以下、簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件及び行政事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を七人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件及び行政事件、家庭裁判所における家事調停事件及び簡易裁判所における民事調停事件及び道路交通違反事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所事務官について、司法行政事務の簡素化、能率化に伴う四十八人の減員を差し引いてなお十三人の員数を増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

刑事事件において無罪の判決を受けた者は、現在の執行による損害について補償を受けることができません。さらに、検察官の故意または過失により不法に公訴を提起された場合には、国家賠償法に基づき、これによって生じた損害の賠償を国に請求することができるとなっておりますが、これらの制度だけでは無罪の判決を受けた者の救済方法として必ずしも十分ではないと考えられるのであります。

すなわち、罪を犯したとして公訴を提起された者は、公判廷への出頭を義務づけられるだけでなく、効果的な防衛活動を行うためには弁護人を選

任してその補佐を受ける必要が生じますが、そのためには相当多額の費用を要するのであります。被告に對し無罪の判決が言い渡され、結果的には不当な公訴の提起を受けたことが確定した場合に、その者が応訴を余儀なくされたことによつて生じた財産上の損害を國で補償することとするのが、公平の精神に合致するものと思ふべきであります。

なお、現行刑事訴訟法におきましても、檢察官のみが上訴した事件において、上訴が棄却され、または取り下げられた場合には、その事件の被告人であつた者に対し、上訴審において生じた費用の補償をすることとされておりますが、檢察官による上訴が結果的に不当であつた場合と、公訴の提起そのものが結果的に不当であつた場合とを區別する十分な根拠がないだけでなく、公訴の提起が不当であつた場合に被告人のこうむる財産上の損害は、檢察官の上訴が不当であつた場合よりも大きいのが通常でありまして、上訴費用の補償を認めながら無罪の場合に費用の補償を認めないのは、法制度としての均衡を欠くものとも言へるのであります。

以上のような事情を考慮いたしまして、無罪の確定判決を受けた者に対し、公訴の提起から裁判の確定に至るまでに要した防禦のための費用を補償することとする趣旨で、この法律案を提出することとした次第であります。

この法律案の骨子は、次のとおりであります。第一点は、國が費用を補償する場合の要件についてであります。無罪の判決が確定したときは、國は、当該事件の被告人であつた者に対し、その裁判に要した費用を補償するものとす、例外として、被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用あるいは被告人であつた者が、捜査または審判を誤らせる目的で虚偽の自白等をしたため公訴を提起された場合の費用については、補償をしないことができることとしたのであります。

第二点は、補償すべき費用の範囲についてであります。

ります。被告人であつた者またはその弁護人であつた者が公判期日等に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限つて補償することとし、その額については刑事訴訟費用に関する法律の規定を準用するが、公判期日等に出頭した弁護人が二人以上あつた場合には、裁判所は、事件の性質、審理の状況等を考慮して、弁護人であつた者の旅費、日当及び宿泊料の一部の弁護人に係るものに限ることができるとしてあります。

第三点は、補償の手續等についてであります。補償は、被告人であつた者の請求により、無罪の判決をした裁判所が決定で行い、その請求は、無罪の判決が確定した後六カ月以内にこれをしなければならぬこととし、さらに、補償に関する手續、他の法律による損害賠償との関係、補償を受ける権利の譲渡または差し押さへ及び相続人に對する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法の例によることとしてあります。

第四点は、以上の費用補償の制度の新設に伴う関連改正であります。現行の上訴費用の補償及び上訴に関する訴訟費用の負担について所要の改正をすることとしてあります。

以上が刑事訴訟法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいましようお願いいたします。

○大竹委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の質疑は後日に譲ることいたします。

なお、昭和五十一年度法務省関係予算及び昭和五十一年度裁判所関係予算の説明聴取につきましては、関係資料をお手元に配付してありますので、これをもつて御了承を願います。

○大竹委員長 お諮りいたします。

本日、最高裁判所田宮総務局長、矢口人事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大竹委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○大竹委員長 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中君。

○田中(寛)委員 私は、ただいま提案説明のございました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、若干の御質問を申し上げたいと思ひます。

実は、私は、長い間県政に携つておりまして、その間法務関係のお仕事とは、たとえば県庁の職員が汚職事件に問われるとか、あるいはまた逆に人権擁護だとか、あるいは保護観察だとか、そういう面で、県政の方から予算的にも協力をするといったような関係で、若干のかかわりはございましたけれども、県政と本来的なかわりを持たなかつたために、法務行政につきましては、全くの門外漢であり、素人でございます。それだけに長い間、外から法務関係の最先機関のあり方を等々、ほかの國の最先の行政機関等と比べて、いろいろ見ておりまして、その間に感ずることが多々ございました。たまたま昨年四國へ法務委員会の委員として初めて視察をする機会を得ました。これまで持つておつた認識を改めなければならぬといふような問題もございまして、たとえば法務関係の最先機関の建物とかあるいは施設だとか、こういうものが戦後ある時期には非常に貧弱な状態で、ほかの機関に比べて遜色を免れなかつたのが、最近、法務省当局の大変な御努力で、計画的に整備が進んで著しく改善を見ておるといふような点につきましては、認識を新たにいたしましたのであります。しかし、なお全般として、予算面での他

事業官庁に比べてまだ弱い面が残っているんじゃないかという感じが実は深くいたしたのであります。ただいま提案されております裁判所職員定員も、そういった問題の一端として私の目には実は映つておるのであります。若干のそういう所感を含めまして、二、三の点につきまして大臣の御所見を承りたいと思ひます。

今回の御提案の内容は、ただいま大臣の提案理由の御説明にもございましたように、第一点が、裁判官の定員の増加でありまして、判事補の員数を七名増加をします。第二点は、裁判官以外の職員は、行政事務の簡素化、能率化に伴う減員を差し引いて十三名の員数を増加しよう、こういう内容になっております。

まず最初に、裁判官の員数の増加でございますが、最近十年ぐらゐの間の裁判官の定数の増加の趨勢を見てみますと、結果的には、今回の七名は四十九年、五十年に比べればわずかにふえておりますけれども、しかし四十四年、五年、六年あたりのかなり著しく定数の増加を圖つた時期に比べると、大変定数の増加が不十分なように拝見をします。先ほど法務大臣の所信の表明の中にも述べられておりましたように、最近の法務関係の情勢というものは、まことに憂慮すべきいろいろの面を露呈いたしております。私どもも實際地方におつてこれまで痛感をいたしておりましたことは、たとえば、國民の行政に対する不信といふようなもののはけ口が裁判に求められるといふようなケースがだんだんとふえてきておる。そのほか、戦後の世相の変化に伴ひまして、これが調停事件だとかあるいは裁判等に持ち込まれる。そういう件数がだんだんにふえて、要するに、最後にすべてこの司法の分野にしわ寄せがされていくといふような問題がかなり激増しているといふふうには実は見ておるわけであります。そういう点から申しますと、裁判官の定数の確保といふことは、國民のそのような緊切な要請にこたへるためには不可欠の問題ではなからうか、かように考

えるのであります。

そういう点におきまして、一体この七名の増加で本年度対処できるのか、法務大臣のこれに対する基本的なお考え方をひとまず最初に承りたいと思います。

○稲葉國務大臣 大変むずかしい御質問でございますが、基本的な法務大臣の姿勢をお問ひになつては、御指摘のとおり、行政に對する不信と、もう一つはやはり民主政治の発達といふこと、権利思想の目覚めといふこと、そういうことから最後の救済を司法の判断に求める、つまり訴訟に持つていく。これは乱訴の弊などと言つて非難すべき問題ではないと私は思うのであります。これはやはり法治國でありまして、法の支配に從つて、従わない不当な状態——行政の状態もその中に入りますけれども、そういうことに對する不満を司法によつて解決してもらおうといふことは、法治主義の機構として當然であり、正しい、妥當なことだと存じます。

したがつて、これに對処するために、明確な正しい権利義務關係の確立をするといふことは、法秩序の維持、國民の権利擁護のためから、當然に法務行政としてもこれに協力をしなければいかぬ。司法裁判所の獨立権限がきつめて適正妥當に行われて、権利のあるものは権利がある、ないものはない、それから処罰すべきものはし、処罰すべからざるものはそれを明確にする。やはりこういう最後の國民の権利のとりでといふものは司法裁判所にあるわけでありまして、その司法裁判所が、人数が足りないとかあるいは施設が悪いとか、そんなことではまことに困るわけでございます。そういう裁判の内容が適正、正確に行われるための十分な人員、十分な施設、設備、そういうものにつきましても、予算をつくる内閣の中における法務大臣としてこれに熱意を持つて御協力を申し上げるのは當然でございます。昭和五十一年度の予算につきましても、そういう基本的な態度から一生懸命にやりましたのでございまして、私としては、これで十分という気持ちにはあり

ません。今後の努力にまちたいと存する次第であります。

○田中(寛)委員 当初の法務省の必要定員というのは、一体どの程度であつたのでございませうか。

○稲葉國務大臣 数字のことでございますから、事務當局に説明させます。

○田宮最高裁判所長官代理者 お答えいたしました。昭和五十一年度の当初の要求の裁判官は、合計で四十五名でございます。内訳は、判事補三十三名、簡易裁判所判事十二名でございます。結果的には判事補七名の増員といふことでございまして、

○田中(寛)委員 要求の数字に對比いたしますと、新しく増加せられた定員ははなはだ僅少であつたわけでありまして、これでやれるという確信が

またさらに、この七名の増員につきまして、地方裁判所における特殊損害賠償事件の処理に三名、同じく地方裁判所における行政事件の処理に四名の増加、こういうことになっておりますが、この必要性の實情を少し詳細にお答えをいただきたいと思ひます。

○田宮最高裁判所長官代理者 当初の要求の四十五名でございますが、それぞれこの種の事項について必要であるといふことで要求したわけでございます。

たとえば調停事件でございますが、調停事件につきましては、昭和四十九年の十月から調停法の改正によりまして、事件がかなり伸びるのではありませんかといふことで、そのために簡易裁判所の判事十名の増員の要求をいたしました。それから特殊損害賠償事件でございますが、これにつきましても、事件増といふことを考えまして、判事補十二名の増員を要求いたしました。それから、昨年の十一月に法律が成立いたしました。本年の中ごろにはその実施が予定されておりますところの船舶の所有者等の責任の制限に関する法律といふのがございまして、こうした新しい法律ができましたので、これに伴ひましてこの種の事件の係属が予

想されますので、そのために判事補十五名の増員の要求をいたしました。それからさらに、交通事件でございますが、道路交通違反事件が非常に多くなつておりますので、そのための必要人員として簡易裁判所判事二名、さらに行政事件が最近かなり長期化しておりますので、その事件の処理に要する人員として判事補六名、このようにして合計で四十五名の要求をしたのでございまして、

○田中(寛)委員 要求の数字に對比いたしますと、新しく増加せられた定員ははなはだ僅少であつたわけでありまして、これでやれるという確信が

それから船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の關係でございますが、この關係も財政當局と種々折衝の過程におきまして、實際に事件がどの程度係属するかといふことの予測がつかないもので、この点につきましても、本年この法律が実施された以後においてどの程度事件が係属するかといふ実績を踏まえた上で、来年以後においてその点は検討しようといふことになりましたので、この点の増員も今回は見送つたといふことでござい

結果的には、特殊損害賠償事件の処理のために判事補三名、それから行政事件の処理のために判事補四名の増員といふことになつたわけでございます。これはもちろん、それぞれ当初要求に對して今回の増員が下回つておりますが、これは御承知のように、裁判官の場合には一定の資格を要するものでございまして、予算定員を幾らふやしてもそれが充員されないといふことでございまして、実勢力として十分働くことができないわけでございますので、この点も当初要求いたしました段階では、この程度であるならば判事補が十分充足されるであろうといふことで要求したのでござい

充足見込みといふものを加味いたしました。最終的には、いま申しましたように判事補七名の増員といふことにとどまつたわけでございます。

○田中(寛)委員 私ども、いままでよく地方におりまして聞きますことは、どうも裁判に時間がかなり過ぎるという批判がずいぶんあることを聞いておつたのでありますが、いま法務省の方からいただきました資料を見ますと、高裁、地裁、簡裁等を通じて、民事の場合でも、大体二年以内で平均審理期間が済んでおりますが、われわれがよく巷間耳にするところでは、民事なんかでは三年も四年もかかるのはざらにある、長いのは七年も八年もかかるというふうには実は聞いておるので、平均審理期間の推移、現状といふのは、こういうことで間違ひはないんでしょうか。どうもわれわれが實際に聞いているところとはちよつと合わないのですけれども……

○田宮最高裁判所長官代理者 現在の審理期間は、その表にあるとおりでございます。

民事事件でございますと、これも全国平均でございまして、地方裁判所におきましては、約六割の事件が一年以内に処理されているといふ状況でございまして、平均が約一年半といふことでございまして、半面で六カ月とか三カ月とか、場合によつては一カ月で処理されるという事件もございまして、半面非常に長期にわたつて三年、五年とかかる事件もあるといふことでございまして。實情は先ほども申しましたように、約六割の事件が一年以内に処理されているといふことで、数字の上では特におくれてはいないといふふうに考えておりますが、しかし戦前に比較しますと、民事は約一月ぐらいで処理されているといふ状況でございまして、手続等の差を考えましても、やはりかなりおくれてゐる面はあるのではないかとこのように考えております。

一般的に、非常に訴訟がおくれるという印象を与えておりますのは、公害事件とか、行政事件、それから刑事事件でございますと学生事件とか公安事件といったようなものが非常におくれま

し、また一般の社会の耳目を引くような、新聞その他で報道されるような事件がとかくいろいろな原因で長期化したしますので、一般的に裁判が非常に長期化しているのではないかと印象を与えているのではないかとというふうに考えている次第でございます。

○田中(寛)委員 一般的には、先ほど申し上げましたように、最後の救済を裁判に持ち込む、持ち込まなければならぬといったような、そういう国民感情が相当強くなっているというふうに理解をしておるわけでありますが、しかし、このいただいた資料を拝見いたしますと、四十七年から四十九年にかけての各級裁判所の民事、刑事の新受件数といえますか発生件数、これは傾向的に見ると、漸減の傾向を示しております。これは一体どういうふうな解釈をしたらいいのでしょうか。

○田宮最高裁判所長官代理者 お答えする前に、先ほどの説明につきまして訂正させていただきます。戦前の民事は、民事第一審は約五カ月でございます。

それから訴訟事件が順次減少の傾向にあるのはその表のとおりでございますが、最近におきましては、民事事件はほぼ横ばいと言つていいのではないかと、民事事件はほぼ横ばいと言つていいのではないかと、一方、刑事事件が多少減つておりますが、しかし急激に減つていくという状況もございません。これについていろいろな原因があるのではないかと、思いますけれども、特に私どもの方といたしまして、こういうために事件が非常におくれているのだという確な理由というのは、現在のところ特に気がついた点はないでございます。

○田中(寛)委員 最近の経済不況というように、ところが、こういう発生件数に關係ございませうか。あるいはまた逆に、裁判にかけてもとにかく時間が長くなるから、まああきらめてしまえというふうな、そういう傾向はないのでしょうか。

○田宮最高裁判所長官代理者 これは全く想像にすぎませんが、大体、物価が急激に上昇するとい

うような時期には、民事事件がそれに対応して減つていくというのが過去の数字的な統計から見られるのでございませうけれども、それが事件が減つたことの特に唯一の理由といったようには、現在の確には把握してございませう。

○田中(寛)委員 少し角度を変えて、先ほどお話がございましたが、せっかく定員をふやしても、実際に充足ができれば空定員に終わってしまうわけでございますが、この資料を拝見いたしますと、高裁、地裁、家裁、簡裁を通じて五十年十二月一日現在で判事が八十六名、判事補が六名、簡裁判事が二十二名、計百十四名の欠員がございませう。こういう欠員が発生を、しかも過去数年のうちでこの欠員が一番多くなつていくというふうに出ておりますが、こういう欠員が出てくる理由は何に基づくものか、またこういう欠員を充足する具体的な方法、手段あるいは計画というものを、お持ちかどうか、お伺いをいたします。

○田宮最高裁判所長官代理者 御指摘のように、資料によりまして判事八十六、判事補六、簡易裁判所判事二十二という欠員がございませう。こうした欠員の生ずる理由でございますが、先ほどもちよつと申し上げましたように、これら裁判官になるためには、一定の資格を要するわけでございます。したがって、年度の途中におきまして、たとえ定年退職それから依願免、場合によつては死亡といったようなことで裁判官に欠員を生じまして、その場で直ちにこれを補充できないという状況にございませう。もちろん一定の資格がございませうれば、たとえば弁護士さんとか検察官からということで欠員を充足するということも可能でございますし、現にそういうようなことで欠員を補充するということもやっておりますが、何分その数はきわめて少なく限られておりますので、結果的には十二月末現在になりますと、このよう欠員を生ずるのでございませう。今後さらに三月までということになりますと、若干この欠員の数もふえようかと思ひます。

ところで、この欠員でございませうが、たとえば判事の場合でございませうと、ことしの四月になりますと、判事補を十年やつた者が判事になりますので、それによつて充足するといふ關係になります。もちろん判事補を十年やつて、判事補から判事になるという者の数との関連もありませんが、本年度の四月におきましては、なお若干それによつても判事の欠員が残るのではないかと状況でございます。

それからまた判事補でございませうが、いま申しましたように、十年たちますと判事に抜けていきますので、ことしの三月、四月になりますと、この判事補の欠員というのがさらにふえるわけでございます。ふえまして、大体見込みとしては約八十名ぐらゐ欠員を生ずるのではないかと、このふうに見ておりますが、その分につきましては、本年の四月に司法研修所から司法修習生が卒業いたしまして、司法修習生の中から判事補に任官する方がありますので、その新たに任官する判事補によつてこれを充足することができ、そういうことでございませう。

また簡易裁判所の判事でございませうが、これもなお三月ごろまでの間に若干欠員がふえると思ひますが、その分につきましては、例年ございませうが、裁判官が六十五で定年退職になった後、簡易裁判所判事は七十歳まで勤務できますので、そうした定年になったところの裁判官または検察官、それから若干ではございませうが、弁護士さんから志望がございませうので、そういう方々によつてこれを十分埋めることができるわけでございます。なお足りない場合には、裁判所法に規定がございませうが、選考任用の簡易裁判所判事というのがございませう。多年法律事務に従事したというふうな人の中から、試験をやりますと選考して充足するといふことで、簡易裁判所判事の欠員の充足も可能でございます。

以上のように、いずれも年度の初めにおきましては、このように欠員が可能でございませうが、年度の途中におきましていろいろやめていく方等が

ございませうと、その都度また補充できないということ、昭和五十一年の十二月末にはまた同じく欠員の欠員を生ずる、このようなことを繰り返しているといふのが実情でございませう。

○田中(寛)委員 年度当初に充足いたしまして、年度末にやめられる方が相当出るといふことは、結局原因は待遇の問題でございませうか、それともそのほかの事情が何か考えられるのか。また、これに對してどういふ対策を今後講じていこうとお考へであるのか、そういった点についてお伺いをしてみたいと思ひます。

○田宮最高裁判所長官代理者 判事の場合の欠員を生ずる一番の大きな原因は、定年で退官される方といふのがかなり多うございませう。途中で依願免でやめられる方は、これはたとえば弁護士になられるとか、それから公証人になられるといったようなことでやめていかれるわけでございます。

判事補の場合でございませうが、これも十年間判事補をやられてございませうが、その間にも若干、みずからの希望でやめられる方もございませうが、このやめられる方の理由につきましては、いろいろあると思ひますけれども、たとえば自分の父親が弁護士で亡くなったので、その事務所の跡を継がなければいけないというふうなことで、それから裁判官の場合には、ある程度の転任というものもございませうが、家庭の事情等でどうしても転任できないといったようなことでやめられるというふうな方がございませう。特にそれ以外に、裁判官の待遇が極端に悪いといったような面からやめられるという方は余り聞いておりませう。

○田中(寛)委員 そういう定年でおやめになったり、あるいは個人的な事情でおやめになるのはよくわかるわけでありませうが、私がお伺いしたいと思つたのは、何か構造的な原因あるいは制度的な欠陥というふうなものは、その間になのかどうか、もしあれば、それに対する対策をやはり早急にお立ていただくことが必要ではないか、こういう観点から実はお尋ねをしておるわけでございます。いかがでございませう。

○田宮最高裁判所長官代理者 制度的な面として考えられますのは、戦前には予備判事という制度がございました、本判事の中で欠員を生じた場合には、予備判事で直ちにそれを補充するというところに制度的になっておりましたので、戦前の場合でございますと、判事の実勢力というものは一年を通じて変わらない状況であつたわけでございます。戦後におきましては、予備判事という制度がございませんので、結局年度の途中で欠員を生じた場合でも、翌年の四月にならなければその実勢力を回復することはできない、こういった点が一つ考えられるのではないかと、こういうふうに思っております。

○田中寛委員 いろいろお伺いしたいことがあるのですが、時間の制約もございますので、次に、裁判官以外の裁判所職員の定数の増加について二、三伺ってみたいと思います。

これも最近十年間の定数増加の趨勢を見えますと、裁判官の場合と同じように、ここの十三名の増加というのは、ここ数年では最低でございまして、ことに四十四、五年ごろ百名以上も定数増加を図った時期などに比べますと、著しく少なない定数増加に終わっておりますが、これも先ほど裁判官について申し上げたと同じような背景を考えてみますと、こういったことで一対処処できるのかどうか、この点についての所信を伺いたいと思います。

○田宮最高裁判所長官代理者 本年の増員は、御指摘のように裁判所事務官十三名でございます。実は増員全体といたしましては六十一名でございますが、他方、政府の人員削減というそうした方針もございますので、それに協力するという意味で四十八名の減となりましたので、結果的に純増十三名ということになったのでございます。

この裁判所事務官は、そのようなことで、もし減がないということでありますと六十一名増でございまして、この六十一名の増員は、裁判関係にその分を全部増員するというところでございまして、減員の方は、簡易裁判所におけるところの司

法行政事務の簡素化、能率化によってその人員を減じようということでごさいますので、実質的には、裁判所部門におきましてかなり人員をふやすということになりますので、これによって裁判事務が支障を来すことはないというふうに考えております。

○田中寛委員 私は、この法務関係の仕事というのには、定数とか人件費というのは普通の他の行政官庁における場合とは若干意義が違ひまして、定数の確保あるいは人件費の確保というものもそれ自体が国民に対するサービスであり、いわば法務関係の事業費そのものだというふうに理解をすべきじゃないかと思うわけでありますが、それにもかかわらず、裁判官以外の職員につきましては、行政事務の簡素化、能率化といったような一般的な国家公務員の行政整理の枠の中で処理をされていくという考え方はいかなるものでございましょうか、その点を伺いたいことが一つ。

それからのいただきました資料を見まして、増員に必要ないろいろの事項が挙げてございまして、結局六十一名必要なだけども、合理化、能率化で四十八名減らすから差し引き十三名でいいんだ、算術的にはよくわかるわけでありましてけれども、そういった処理の仕方で一体考え方がいいのかどうか、そういう点をちよつと疑問に感じますので、この点についての御説明を伺いたしたいと思います。

○田宮最高裁判所長官代理者　先ほども申し上げましたように、増員関係の六十一名というのは、すべて裁判所におけるところの裁判事務処理の關係で増員をしようということでございます。他面、減員をいたしますところの四十八名というのは、簡易裁判所におけるところの司法行政事務担当者、減らそうということでございます。簡易裁判所は全国で五百以上ございますので、四十八名をその中から減員をするということによって、特に簡易裁判所におけるところの司法行政事務の円滑を欠くということはなからうということと、それからまた政府の人員削減の方針というものにつづ

まして、もちろん裁判所でございますので、その方針に従う必要はございませんけれども、しかし司法行政の關係でございますと、特に他の省庁との行政事務と異なつた面もございませんので、これに協力いたすということで、簡易裁判所におけるところの人員を減らすということでございます。

○田中寛委員 裁判官以外の職員の定員と現在員の比較をしてございますが、事務官につきましては、現在三百八名の過員になっております。これはどういうことでこういう過員が生じ、どの定数でこれを賄っておられるのか、この点はいかがでございますようか。

○田宮最高裁判所長官代理者 この表にもございますが、事務官に過員があるのと反対に、書記官にはかなりの欠員があるわけでございます。書記官でございしますが、これも裁判官と同じように一定の資格を要するものでございますので、年度初めには充足されて、その後、年度の途中でやめたりいたしましたと、その間欠員を生じ、それが十二月末ではこのような欠員となるわけでございます。

この欠員はどのようにして充足されるかと申しますと、書記官になるためには、二つの方法がございます。一、裁判所書記官研修所というところで研修をいたしまして、それを終了いたしました者が書記官になるわけでございます。他方また書記官の昇任試験というのがございまして、これも事務官の中で試験に受かった者が書記官になるわけでございます。

このような關係で、現在事務官の過員がこれだけございますが、これはいづれも書記官研修所に入所している者、もしくは書記官の昇任試験を受え、また受けようとしている者というように考えられるわけでございます、これらの過員は、こゝの四月になりますとそれぞれ書記官になりますので、それによつて書記官が充足されるということで、書記官となるまでの間の事務官ということでございますので、いわばこの分は書記官の御方で、實質的には書記官と言つていいのではないかと

というふうに考えております。したがいまして、この過員も四月になりますと解消され、反面また書記官の欠員というものも四月になりますと解消される、こういう関係になっておるのでございます。

○田中(寛)委員　そういたしますと、この事務官の過員というのは、結局書記官の欠員の定数を借りているというわけですね。そういうふうに理解しているわけですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 結果的には、そういうことであろうと思います。

○田中(覚)委員　そういたしますと、その他の職員というのは、これはどういふのでございますか。二百八十二名欠員になっております。これは相当の欠員だと思えますけれども、どういふ種類の人で、どういふ事情でこういう多数の欠員ができておるのですか。

○田宮最高裁判所長官代理者「その他」の中には、裁判所特有の職種といたしまして延吏がごさいます。タイピスト、それから数は少のうございしますが教官、それから速記官、そのほかに、庁務員、運転手といったような、いわゆる行(ぎょう)の職員がごさいます。

これらの欠員でございますが、これは全国に多数の庁がございます、組織からいましては全国で約千四百四十ぐらいの組織がございますので、どこかの庁でだれかがやめるということになりますと、その時期いかんによつては、全国的にかなりの数の欠員を生ずることでございますので、したがひまして、欠員の生じた時期、それを補充するときの時期的なすれによつて、刻々にこの欠員数は変わるわけではございますが、何分にも裁判所は約二万人前後の職員を抱えておりますので、こういったタイピスト、それから行(二)職員といったような職種について、常時、ある程度の欠員を持っているということも、これはほかの省庁と変わらない現象ではなからうかというふうに思います。

○田中(覚)委員　せっかく苦勞して定数を確保されましても、一方において欠員等が相当あつて存

足できないという情勢では効果を發揮しないわけ
でございまして、今後こういつた欠員の発生の
理由、またそれに対する対応策といったものは、
裁判官及び裁判官以外の職員を通じてひとつ格段
の御努力をいただくことを強く希望いたしますと
思います。

最後に、先ほども申し上げましたけれども、法
務関係の職員、裁判官等は、その必要な定数を確
保すること自体が事業そのものと考えるべきであ
りまして、一般の行政官庁とはその点において若
干異なるところがあるわけでありまして、そういう
意味で、今後ひとつ予算定数の確保等につきまし
ては、格段の御努力をお願いいたしますとともに
に、われわれもひとつまた、これにでき得る限り
の協力をするを申し上げまして、時間が参り
ましたので、私の質問は終わらせていただきます。

○大竹委員長 稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 法案に入る前に、法務省の中に
司法法制調査部というのがあるわけですね。ばく
らしくはよくわからないものですが、それはどうい
う組織でどういふことをやるのか、ちょっと説明
をしていただきたいというふうに思うわけですが、

○實業政府委員 法務大臣官房の中に司法法制調
査部という部が置かれております。司法法制調
査部は課が二つございまして、一つは、司法法制課、
もう一つは調査統計課でございます。

司法法制課というのは、本日お願いいたしてお
ります裁判所職員定員法その他の裁判所関係の立
案、それから法令の整備、判例の整備、主として
法規を中心とする仕事、それから法制審議会に関
する仕事、そういうことをやっております。

もう一つの調査統計課といふのは、これま
た二つに分かれています、一つは法務図書館の運営、
もう一つは法務統計、これは検察の統計もござい
ましようが、矯正の統計、入国管理の統計、不動
産登記の統計、そういう法務に関する統計の關係
を扱っております。

組織は以上のとおりでございます。
○稲葉(誠)委員 裁判官の増員というのは、今度

はもちろん判事補ですね。判事補の場合は十年や
るわけですが、素人によくわからないのは、三年
たつとかかるのですか。そこら辺のところは、何
かよくわからないのですよ。

それから、甲乙丙というのかな。何かぐるぐる
回って歩く、山の筋じゃないけれども、回って歩
くらしいのですか、十年間に三回回ることになっ
ているんですか。そこら辺のところがよくわから
ないのですよ。

それから、判事補の場合は、いわゆる転所の自
由、これは一体あるのかないのか、よくわからな
いのですか。そこら辺のところをよく御説
明願いたいです。

○矢口最高裁判所長官代理者 判事補も憲法に言
われる裁判官でございまして、転官、転所につい
ての保障は、判事と全く同様にあるわけござい
ます。したがって、意に反する転官、あるいは
意に反する転所ということはないわけござい
ます。これは厳格に守られております。

ただ、そういったと、一度ある場所に任官
いたしまして、任期が十年でございまして、十
年の間全然動かないということになる可能性も出
てまいります。終戦直後、人員が非常に不足して
おり、軌道に乗らなかったという状況のとき
には、かなり長い間一カ所にとどまっておる
という方があったわけでございますが、だんだん世
の中が秩序を取り戻してまいりました昭和二十
七、八年ということになってまいりますと、大都
会への希望者というものが非常に多くなってまい
りまして、大都会の方は、一たん入られた方は転官、
転所の保障があるということも事由にして、全然
異動を希望されない。一方、地方におられる方、
地方でもまだ本庁におられる方はいいのですが、
支部等におられる方は生活条件等非常に恵まれ
ていないにもかかわらず、大都会があかないため
に、大都会を希望しながらそちらに行けないとい
う状況が出てまいりました。

そこで、裁判官、特に判事補の方の異動につ
いて、どのような扱いをすべきかということが慎重
に検討されて、その結果出てまいりましたのが、
いまお尋ねの三年ごとぐらゐに異動してはど
うであろうかというところの考え方でございます。
これを実施いたしましたのが、いまも申し上げま
した大昭和二十七年、八年でございまして、その
ときは、全国の裁判官、判事補の方、それから所
長、長官等の御意見も十分伺ひまして、申し合
わせたものとして、全部の方が希望する大都会の
勤務といったようなことを可能にするために、現
在大都会におられる人は、仲間のために道をあけ
ようではないか。また、そういうことで、大都会に入
られた方も、一定年限が来れば次の方と交代する
という意味において転動をしようではないかとい
うことになったわけでございます。これが大体三
年ごとに行われます判事補の原則的な異動とい
うものでございまして。

そこで、ではどういふふうな形で三年ごとに異
動するか。十年間でございまして、三回異動が
あるわけでございますが、おおよそのめどとい
まして、全国の裁判官、非常に大きいところ、
それから中くらいのところ、それから支部のよう
な小さいところ、こういうふうに分けて三回
異動いたしますので、大体一回ずつを経験する
ような方向で全体の異動を行おうではないかと
いうことになり、今日それがかなり定着いたしま
して、皆さん、全体のために東京等に勤務されて
おられる方は、次に比較的にへんびなところに異動して
いただくということでスムーズに行われておるわ
けでございますが、いまも申し上げましたように、
原則的には御本人たちの承諾を得てやっておる、
これが現状でございます。

○稲葉(誠)委員 いままで拒否した例というの
はあるのですか。三年ごとにかかわるというのを、
それを困るからというので拒否した例は、判事補の
場合あります。

○矢口最高裁判所長官代理者 一般的な問題とし
ては、いま申し上げたようなわけでございますが、
やはり各人個々の非常な事由、事情がござい
るわけでございますが、家族が現在病気で動けな
いとか、あるいは御本人の特殊の事情があるとか
いうようなことがございまして、いま細かい数
字はつまびらかにいたしません、毎年一、二件
は、動いていただけないかということで申しまし
ても、ちよつと動けないというようなお断りがあ
るということが大体通例でございます。

○稲葉(誠)委員 それから判事補に対して、あれ
は何と言ふんですか、調整じゃないのですが、初
任手当ですか、あれが行われておるわけですが、
これはもちろん根拠はあるでしょうが、具体的に
はどういふふうに行われておるわけですか。下の
方からどのくらいまでですか、行われておるのは。

○矢口最高裁判所長官代理者 初任給調整手
当というふうに呼ばれておりますが、判事補に任官
いたしまして、大体五年間ぐらゐ調整手当がつい
ておるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 それは正式に調整手当という名
前で呼ばれているかと思うんですが、書記官の調
整手当とは性質が違つたわけでしょう。性質とい
うか内容が違つたわけですね。これは余り聞くとあれ
だから聞きませんけれども、それよりもむしろ判
事補の方の給与はもつと上げた方がいいんじゃない
ですか。何か各地の弁護士会の初めての弁護士
の給与が平均十五万くらいだといふので、それに
合わせてつくつたといふのですが、いまは十五万
じゃなくても、弁護士の初めの人はもつと上がつ
てくるんじゃないですか。そこはどういふふう
になっておりますか。

○矢口最高裁判所長官代理者 この初任給調整手
当、一般職の上級甲の職員にも一部ございまして、
むしろお医者さんの場合をお考えいただくとお
おわかりいただけると思います。お医者さんを確
保するといふことが非常に困難であるという見地
から、相当高い金額で相当長期間にわたる初任給
調整手当というものがお医者さんについておりま
す。それと同じ考え方で、裁判官、検察官を確保
するといふことでこの初任給調整手当が設けられ
たわけでございますが、本来申しますれば、ある
いはそういうものをひくくするめた裁判官の報酬

と検察官の俸給というものを決めるべきであったのかもしれない。

ただ御承知のように、経済事情が必ずしも安定いたしていませんので、年々ベースアップ勧告等が行われるというふうなこともございますので、現在のところ、初任給調整手当の金額は、ここ二、三年そのままといたしまして、本俸の改定というところで賄ってきておる。これはいづれ裁判官の報酬体系といったようなものを策定することができますれば、そういったものも十分根本から考え直されるものであらうと考えております。ただ、この報酬体系というのは非常に困難でございますので、現在のところ、いまのような状況で推移しておるということでございます。

○稲葉(誠)委員 いま修習生は全部で何人ぐらいいて、大体二回試験はいつあるのですか。もう済んだのですか。あるいはこれからかどうかと忘れましたが、これはどの程度の志望の割合になつていますか。

これは最高裁の方の管轄ですか。そうですね、司法修習生の方は、これはどうして最高裁の方の管轄になつてゐるのか。何か聞くと、司法試験の方は法務省の管轄になつてゐるのでしょうか。そこで話し合つて二つに分けたのだという話もあるのですが、ね。どうなんでしょうか、それは。権限争いをやつて二つに分けたのだという話もあるんだけれども……。

○賀集政府委員 いま御指摘のとおり、司法試験に關することは法務省、それから司法研修に關することは最高裁の管轄で、沿革については詳しいこと存じ上げておりません。

それから現在員ですけれども、御承知のように司法研修所は裁判所の管轄ですから、裁判所からお答えいただけたと思いますが、検事志望者は、本年の四月でございまして司法修習を終える者は、七十五名検事志望でございまして。

○矢口最高裁判所長官代理者 最初の、修習生が何名くらいおるかというお尋ねでございまして、ことしの四月に修習を終了いたします者が約五百

五十名でございまして。それから来年度の四月に修習を終了いたします者が約五百名でございまして。それから本年度、この四月に判事補になりたいうことで希望いたしております者は延べで八十六名というところに相なつております。二、三の辞退者があるやに聞いておりますが、正確にはまだいたしておりません。

○稲葉(誠)委員 これを見ると、判事の志望者は大体毎年この程度ですね。大体同じようなものかな。多少多いですか。——まあ普通ですね。検事の志望者がやけに多いですね。普通は五十人ぐらいじゃないのですか。

○賀集政府委員 ただいま御指摘のとおり、検事の志望者は平均六十名前後というところで、ことは少しふえたというところでございます。

○稲葉(誠)委員 その判事補の志望者になるためには、希望者の中で、これはどうなんですか、なかなか全員が判事補にならないというのですか。何か一つの基準があるのかな。そこら辺のところはどういうふうになつてゐるのですか。基準と云うとおかしいのですが、判事補になりたい人を判事補にするというこの試験が何かやるわけでしょう。二回試験とは別にまた最高裁の内部でやるわけですね。そのあれはどういうふうになつてゐるのですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 修習生の二年間の過程というのは、結局は法曹になるための過程でございまして、私もその二年間に出てまいりましたあらゆる面からの評価というものがすなわち裁判官になる場合の適格につながるもの、このように考えております。したがって、裁判官希望者につきましては、それが修習を無事に終了して、いわゆる二回試験に合格しておる者でありますれば、一般的には適格を有する者、このように考えております。

ただ、法曹三者の中で、前にも申し上げたことがあろうかと思いますが、当事者の言い分を聞いて、国家意思としての判断を下すというものである裁判官といたしましては、やはりある程度の優秀な成績の者であるということを不可欠の要請と考へております。そういった点を勘案していただいて、いわば全人格的な評価によつて裁判官の採否を決めていただいております。いまも申し上げましたが、そのもととなりますものは、いまも申し上げました二年間の修習の実績と、そして修習の最後に行われまふ二回試験、そういったものが最もウエイトを占めた資料として採用されておる。特に採用に当たつて別途の試験をするというふうなことはいたしておりません。

○稲葉(誠)委員 裁判官と検察官とを比べると、検察官の場合はわりあい実力主義だ。検事の場合は実力が非常にわかりやすいわけですよ。ところが裁判官の場合は、なかなか、実力という言葉は悪いけれども、何というか、わかりにくいわけですよ。一番わかるのは、控訴されたときに、一番の判決がどうだったかとか、審理の状態がどうだったかということを高裁で見ればわかる。だから裁判官は控訴されるのをいやがって非常に和解を勧める——というわけじゃありませんけれども、とにかく和解を一生懸命勧められる人が多いのです。

それはそれとして、裁判官の場合は、二回試験が最後まで物を言うんだという説が非常に強いんですね。もう二回試験で悪かつたらおしまいだ。二回試験で一番でない最高裁へ入れないとかなんとか、そういう伝説があつて、とにかく東京へ入つてくるためには二回試験の成績がよくなければだめなんだ、こういうようなことを盛んに言われるのです。そんなに二回試験の成績というものが、裁判官の場合に最後まで物を言うと言つとちよつと語弊がありますが、ウエイトを置かれるのですか。検事の場合は、そんなにウエイトを置かれてないというんですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 いまも申し上げましたように、裁判官の採用のファクターの中で一番大きなウエイトを占めますものは、何といいましても、修習中の二年間の実績と、最後に行われる二回試験でございまして。この二回試験

験だけをとりたてて尊重するというようなことはいたしていません。むしろ修習中の二年間の平常点と申しますか、そういったものも、全く同じウエイトでもつて二回試験の成績と同じに考えられておるわけでございますが、そういったことによつて出てまいりますいわば成績といったようなものは、これをかなり重視しておることは事実でございます。これは二年間の修習というものが、判事補になりますための職業的な教育であるということを考えてまいりますと、私は当然のことではなからうかというふうに考えております。

しかし、と申しまして、やはりそれは二年間のものではないで、その後における判事補の十年間というふうなもので成長していく割合というものは非常に大きなウエイトを占めておる。これも当然のことでございますし、また判事補の期間を過ぎまして判事になりましても、成長がとまるものではございませんで、さらにその後の十年、またその後の十年というふうな人間はそれなりに成長いたしていくものでございまして、強いて申し上げますれば、当初のそういった成績といったようなものが何らかの形で影響力を持ち得るとすれば、それは最初の数年にすぎないわけでございます。それから後は、稲葉委員が正當に御指摘になりましたように、やはり本人の実力と、その後における本人の成長というふうなものにかかつておる。決して一度つきました修習時代の二年間の実績というものが最後まで不動のものとして物を言う、そういうものではない、そういう扱いをいたしております。

○稲葉(誠)委員 それはそうなんです、そうすると、判事補十年間で成長していく割合というか、度合いということなんです、そこなんです。問題は、それは一体裁判官の場合、どうしてわかるかということなんです。検事の場合は、よくはわかると思うのです。これは上命下達だし、一々決裁を得に行つたりなんかするし、捜査の内容なんかいろいろわかるからわかりますし、これは行政上の問題だからわかると思いますが、裁判官の

試験だけをとらたてて尊重するというようなことはいたしていません。むしろ修習中の二年間の平常点と申しますか、そういったものも、全く同じウエイトでもつて二回試験の成績と同じに考えられておるわけでございますが、そういったことによつて出てまいりますいわば成績といったようなものは、これをかなり重視しておることは事実でございます。これは二年間の修習というものが、判事補になりますための職業的な教育であるということを考えてまいりますと、私は当然のことではなからうかというふうに考えております。

しかし、と申しまして、やはりそれは二年間のものではないで、その後における判事補の十年間というふうなもので成長していく割合というものは非常に大きなウエイトを占めておる。これも当然のことでございますし、また判事補の期間を過ぎまして判事になりましても、成長がとまるものではございませんで、さらにその後の十年、またその後の十年というふうな人間はそれなりに成長いたしていくものでございまして、強いて申し上げますれば、当初のそういった成績といったようなものが何らかの形で影響力を持ち得るとすれば、それは最初の数年にすぎないわけでございます。それから後は、稲葉委員が正當に御指摘になりましたように、やはり本人の実力と、その後における本人の成長というふうなものにかかつておる。決して一度つきました修習時代の二年間の実績というものが最後まで不動のものとして物を言う、そういうものではない、そういう扱いをいたしております。

○稲葉(誠)委員 それはそうなんです、そうすると、判事補十年間で成長していく割合というか、度合いということなんです、そこなんです。問題は、それは一体裁判官の場合、どうしてわかるかということなんです。検事の場合は、よくはわかると思うのです。これは上命下達だし、一々決裁を得に行つたりなんかするし、捜査の内容なんかいろいろわかるからわかりますし、これは行政上の問題だからわかると思いますが、裁判官の

試験だけをとらたてて尊重するというようなことはいたしていません。むしろ修習中の二年間の平常点と申しますか、そういったものも、全く同じウエイトでもつて二回試験の成績と同じに考えられておるわけでございますが、そういったことによつて出てまいりますいわば成績といったようなものは、これをかなり重視しておることは事実でございます。これは二年間の修習というものが、判事補になりますための職業的な教育であるということを考えてまいりますと、私は当然のことではなからうかというふうに考えております。

しかし、と申しまして、やはりそれは二年間のものではないで、その後における判事補の十年間というふうなもので成長していく割合というものは非常に大きなウエイトを占めておる。これも当然のことでございますし、また判事補の期間を過ぎまして判事になりましても、成長がとまるものではございませんで、さらにその後の十年、またその後の十年というふうな人間はそれなりに成長いたしていくものでございまして、強いて申し上げますれば、当初のそういった成績といったようなものが何らかの形で影響力を持ち得るとすれば、それは最初の数年にすぎないわけでございます。それから後は、稲葉委員が正當に御指摘になりましたように、やはり本人の実力と、その後における本人の成長というふうなものにかかつておる。決して一度つきました修習時代の二年間の実績というものが最後まで不動のものとして物を言う、そういうものではない、そういう扱いをいたしております。

○稲葉(誠)委員 それはそうなんです、そうすると、判事補十年間で成長していく割合というか、度合いということなんです、そこなんです。問題は、それは一体裁判官の場合、どうしてわかるかということなんです。検事の場合は、よくはわかると思うのです。これは上命下達だし、一々決裁を得に行つたりなんかするし、捜査の内容なんかいろいろわかるからわかりますし、これは行政上の問題だからわかると思いますが、裁判官の

場合、独立しているわけですから、独立している裁判官がどうやって成長していくのか、実力をつけていくのかということがわかるかということです。それを余りやっていると、今度は司法権の独立に影響力を持つてくるのじゃないですか。あの裁判官は違憲判決ばかりしているからというわけで、それで控訴へ行けば破棄されてしまうというので、これはどうも成長してないということ、変なふうに成長しているということ、どうも成績がよくないということになってしまふ可能性もあるし、余り違憲判決を出すと、何というか余り芳しくないというか、よく道交法ですか、ひき逃げなんかをやったときでも、何でも憲法との関係で申告の義務はないんだということで無罪判決を出すと言いますね。場所はどこか知っていますけれども、言わないけれども、そういう方なんかもおられるし、そういう人なんかはやはり成長してないということなんですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 結論がどういう結論を出したかというところで判断されるものではないことは、十分おわかりいただいております。違憲判決を出したから、その数が多いから、少ないからといったようなことが問題になるわけのものでは決してございません。

ただ、検察官の場合にはその人の能力がわかるが、裁判官の場合は独立しておるからわからないのではなからうかというお尋ねについては、必ずしも、私もはそういうとは思わないわけでございます。私どもはそういうには思わないわけでございます。稲葉委員、これは法曹として事件等をおやりいただいておりますが、どの裁判官がどの程度の実力があるかというところは、当事者としてもある程度おわかりになっておるというように拝察いたしておりますので、この点はこれくらいで御勘弁をいただければと思います。

○稲葉(誠)委員 それはそうですけども、弁護士から見るとよくわかるのです、裁判官の実力というのは、また、裁判官から見ると弁護士の實力というのはよくわかるのです。それはそうなんです。だから、結局検事の方はわかりにくいにわ

いわけですよ。捜査の過程、いろいろなことやなんかあるし、わかっていいと思うのです。そうすると、裁判官も結局、結果だけじゃないということになってくると、審理の過程までを、恐らくこの裁判官が成長していつているかどうかということの判断の材料にされるということになつてくると、これは裁判官の自由というか、良心というか、独立というものに関係というか、関与してくるのじゃないかという気が非常にするのですよ。

私が聞いているのは、結局あの裁判官がいま言ったように、どの程度の力を持っているかというようなこと、俗に言えば成績といいますが、それは高裁で一番見られるわけでしょう。高裁で見たときに、一番の裁判官がどういふうな訴訟指揮をやっているかとか、どういふ審理をやっているとか、事実関係の認定がどうか、いろいろあると思うのですが、結局高裁が牛耳っているということになってくると、高裁の裁判官会議でやって、そこで決まってくるんだというふうに見ている。そして実際の事務的なことをやるのは高裁の事務局長だ。これは規定の上では、普通の事務官がやることになっているのではありませんか、実際は判事がやっているわけですよ。そういうふうな形で、実質的には高裁が握っているのだというふうなことも聞いているのです。だから、裁判官によつては非常に控訴されるのをいやがる人がいるわけですよ。そこら辺のところはどうなんですか、実情は。

○矢口最高裁判所長官代理者 上訴審からごらんになりますと、非常によくわかるということが一般的に言われております。私は、記録等をつぶさにごらんになり、審理の過程等をつぶさにごらんになる上訴審が、ある程度のそういったことについての方をお持ちになるというところは当然可能であらうと思いますが、ただ、いまお尋ねの、高裁がすべてを持っておるというのは、少しいかがであらうかという感じがいたします。と申しますのは、控訴される事件等は、全体の事件から見

ると非常に少ないわけでございます。そうでない事件の方がむしろ数がずっと多いわけでございますから、必ずしもその場合だけではわからないということに相なるかと思ひます。

ただ、同様でございます。同じ部を構成いたしましても合議をやりましても、その人の實力といたつたようなものは十分にすぐわかるわけでございます。そういったことがどの程度、的確に反映され、しかもそのことが裁判の独立というものを害さないようにできるかというのには非常にむずかしい問題でございます。余り細かなことを言つては、かえつて御本人の自由なほうとした創意というものが失われていく、これは御指摘のとおりでございます。そういうことのないようには十分戒慎をしてきておるつもりでございますが、裁判所は長い伝統がございます。そういった点についてできるだけ本人の自由さ、独立というものを害さないように、しかもある程度の確な、客観的な判定ができるように、その辺のところを十分に皆さんが戒慎しておられる。現在のところ、総体的に見まして、それはそれなりにうまくいっているのではありませんかというふうには私は考えております。

○稲葉(誠)委員 部の構成の中で合議をやつて、そうするとその實力がよくわかる、それはそうかもわかりませんが、いまでも一番下の人から合議の場合、意見を言うようにちゃんとなつていっているのですか。率直な話、部の統率者がいますね、裁判長があるわけけれども、その人の意見はほとんど實際問題としてはあれだしということに、よくわかりませんけれども、なるらしいのです。そうすると、合議の中で一言業じりをとらえていふようで申しわけないのですが、部の合議の中でその人のあれがわかるということになつてくると、その人の成績なんかは部の統率者が所長か何かに報告するのですか。そのところはどうか、ふうになつていふのか。

それから、所長というのは一体何をやるのかはよくよくわからないのですが、所長が判事の考課

表が何かをつくつて最高裁に報告するのですか。どうもそうらしくもあるらしいんですけども、ちよつとよくわからないのです。

○矢口最高裁判所長官代理者 部の中で意見を述べるときにだれが述べるといふことは、昔も今も同様でございます。年齢の若い順に述べる。ただし主任が別にある場合には主任が述べ、それから若い人が述べる、こういうことでございます。部の中の合議で自由に意見を述べ合ひ、はつたつとした討論が交わされるということは裁判所の非常にいい伝統でございます。今日といえどもそれは物によつては、議論するまでもなく意見が合うというものもございますけれども、甲論乙駁、相当長期にわたつて結論が出ない、しかしことなまで議論を尽くすというのはいまでも行われておるところでございます。部の事務を総括する裁判官というのが大體裁判長であり、昔のいわゆる部長というものでございますが、そういう点、地裁等では若い判事補の方、中くらいの職権特例の方、あるいは判事になりたての方というのが陪席でおられ、年齢的にも先輩、後輩の関係等がありますれば、当然先輩が後輩を指導するということになるわけでございます。

また、個々の方をどういったポストにつけるのが一番いいか、この方は単独の事件をやつていただいた方がいいか、あるいはその特別の学殖、経験を生かして特別部の裁判官として勤務していただいた方がいいか、あるいは地裁で勤務していただいた方がいいか、あるいは高裁に行つていただいた方がいいかといったようなことは、これは大體総括が所長に意見があれば意見を述べられ、また所長がそういうものを取りまとめて私どもの方に御連絡をいただく、そういったことで裁判官の配置というものを決めていく、これは組織というものがございまして、適材を適所に用いるという必要もございまして、当然のこととして行われておる、こういうことでございます。

○稲葉(誠)委員 だから所長が最高裁に対して裁

判官の——という言葉を言つたらいいかわかりませんが、いわゆる考課表みたいなものを何か報告することになっているのですか。義務づけられているかどうかは別として、実際にはやつておられるわけですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 御承知のように、毎年春の時期に定期の異動を行つておりますが、そういった異動を行います材料として、地方裁判所から高等裁判所へ、また高等裁判所が管内を取りまとめた最高裁判所へそれぞれ異動等に関する原案というものが上申されてまいります。そういう形でもって、この人をどうしてここへ持つていくかということにはそれなりの理由があり得るはずであり、またなければいけないものでございませう。そういう形でもって意見が上申されてくる、こういうことでございませう。

○稲葉(誠)委員 なかなか含みのある答弁ですが、まあ聞いておきます。私が知っているのは、最高裁と高裁、それから所長、この三つのものの中でどれが一番ウェイトがあるかは別として、裁判官がいわゆる自主性があるとかないとかいうのはわかるんだということを聞くわけですね。

それから、所長はいま記録を見ていますか。何か、確定記録を見る所長もいますね。それから、確定記録でなくて、上訴記録なんかはもちろん見ないと思うのですけれども、何か所長が、確定記録の場合だけですか、見て判を押すところがあるにありましたか、いまはもうなくなつたのでしょうか。

○田宮最高裁判所長官代理者 戦前には既済記録の査閲というのがございましたけれども、戦後それがなくなりまして、現在、既済記録について所長が見るということはやつておりません。それからまた、係属中の事件について所長が見るということもやつておりません。ただ、上訴記録につきましては、これを所長が見ているという庁はかなりのようです。これはもちろん所長といたしまして、司法行政事務一般の総括者でございませう。いろいろ現状を把握して資料を収集

し、たとえ裁判官の配置とか裁判官の事務分配等については、裁判官会議で最終的には決めるわけでございますけれども、その資料、それからその企画、立案といったような関係で、資料収集ということの上訴記録を見ているということだろ

うと思います。○稲葉(誠)委員 そこら辺もなかなかむずかしいところですね。微妙なところですね。所長が上訴記録を見て資料にするというのは、人事異動の資料にするのでしょうか。結局、それで成績をそこで査定するということがないのでしょうか、俗な言葉で言えば、裁判官の独立との関係で、そういう行き方がいいんですかね。ちよつとほくは疑問に思ふのですが、これはまた後の研究課題にしましうね。

前は何か、見ますと、確かに上に紙が張つてあつたわけですね。所長の判を押すようなところがあるのですね。そういうのをいまはどうしているのか。既済記録でもそういうふうによつておつたのがありますか、既済記録はやめて、そうするとか控訴記録だけというふうによつておつたのかね。これはちよつと問題があるように思ひます。まあ、それはそれとしよう。

それから、裁判官会議というものは、これはいまだどういふふうによつておるのですか。たとえば東京と大阪の場合は非常に違つておるわけですね。裁判官会議というので全員裁判官が集まつてやるといふのは、いまでは大阪だけですか。広島もそうかな、ちよつと忘れましたが、東京とかその他は全部常置委員会をやつておるわけでしょうか。しかも、その常置委員会には簡裁判事は全然入つていない、こういうことですね。そうすると、裁判官会議といふものを全員でやつておるところは、いまでもあります。

○田宮最高裁判所長官代理者 全国どの庁におきましても、全員が集まつて裁判官会議を開くといふことは、これは回数はずれまらちでございませうけれども、まあ年に最低一回ぐらひは全員が集まつてやつておるのでございませう。

ただ、裁判官会議が開かれていないんじゃないかという御指摘は、恐らくその間にあつて大抵のことは常置委員会で処理されているという庁があるのではないかと御質問だと思ひます。その点は、御指摘のように、常置委員会で大抵のことを処理しているという庁がかなり上つております。それで、裁判官会議ですべて権限を持つてやつておるといふところは、現在大阪だけでございませう。

○稲葉(誠)委員 大阪は、最高裁の指令だか何だか知りませんが、それに反対をして全員で裁判官会議をやつておるが、これはどういふ理由からですか。まあ理由というのと大体わかりませうけれどもね。

○田宮最高裁判所長官代理者 裁判官会議をどのようにして運営していくかといふことは、すべて当該裁判所の裁判官でお決めることとございませう。したがつて、裁判官会議は年に二、三回開いて、中間的な、司法行政の細かいことは常置委員会がやるということも当該裁判所で決めておるわけでありませう。

それで、大阪が現在やつておるやり方というものも、これは決して最高裁の方から指示したりしたことでございませう。大阪の裁判所で決めておるようによつておる、こういうことでございませう。

○稲葉(誠)委員 いや、逆に最高裁が指示したことに大阪は反発して、裁判官の自由というか、独立を守るんだといふことでやつておるといふふうには私は聞いておるわけですね。もう一方所、広島とかどこかにあつたような気がしますが、それは最高裁からの勧告が何かあつたのかもしれないが、やめてしまつた、最高裁の言とおりになつたといふふうなことを聞いておるのですかね。常置委員会制度でやれといふふうなことを最高裁で指示が何かしたんじゃないのですか、指示がルールが何か知りませうけれども。

○田宮最高裁判所長官代理者 そういうことは一切ございませう。それで常置委員会につきまして

は、それぞれの裁判所で常置委員会規程といつたようなものをつくつて、その運用をすべてやつておるわけにございまして、特に最高裁の方で、そうした常置委員会規程のモデルみたいなものをつくつて、全国に指示したといふことは一切ございませう。

○稲葉(誠)委員 今度は、簡裁判事と地裁の事務局長との待遇の問題でちよつと聞くのですが、地裁の事務局長の方がいろいろなものがつくので、同年齢層とか大体同じ層では、そちらの方がいいから地裁の事務局長から簡裁の判事になるのはいいやだといふのを聞くのですが、そういうふうなあれがあるといふことを聞くのですが、それは実際にはどういふふうになつておるのでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 いわゆる簡易裁判所判事になられる方につきましては、一般職の職員からなられた場合の給与の決定につきまして、現在、現給保障方式といひますか、そういうものをとつております。したがつて、その時期における俸給よりも下がることのないような配慮をいたしておる、こういうことでございませう。原則としては、いまお尋ねのようなことではないと思つております。

○稲葉(誠)委員 いや、きょうはこのくらいにして、この次は書記官や事務官のことを聞きたいといふふうにおもひます。特に書記官、事務官、それから廷吏の人たちが盛んに私どものところへはがきをいつぱいくれるのですよね。それは、廷吏の職務内容がはつきりしてないといふこと。ほかそんなことはなかつたかと思つたのですが、それから昇給、昇格の問題、それから例の八%調整の問題ですね。こういうふうな問題で盛んにがきが来ているものですか、その問題も含めてこの次にお聞きしたいといふふうに私は思ひます。

きょうはこれで終わります。○大竹委員長 次回は、明三日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

正午散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五七三人」を「五八〇人」に改める。

第二条中「二万二千二百七十六人」を「二万二千二百八十九人」に改める。

附則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補及び裁判官以外の裁判所の職員(定員)を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次第一編中「第十五章 訴訟費用」を「第十五章 訴訟費用」に改める。

第百八十一条第三項中「取下」を「取下げ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、被告人の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、この限りでない。

第一編中第十五章の次に次の一章を加える。

第十六章 費用の補償

第百八十八条の二 無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対し、その裁判に要した費用の補償をする。ただし、被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、この限りでない。

て生じた費用については、補償をしないことができる。

被告人であつた者が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作ることにし、公訴の提起を受けるに至つたものと認められるときは、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。

第百八十八条の五第一項の規定による補償の請求がされている場合には、第百八十八条の四の規定により補償される費用については、第一項の補償をしない。

第百八十八条の三 前条第一項の補償は、被告人であつた者の請求により、無罪の判決をした裁判所が、決定をもつてこれを行う。

前項の請求は、無罪の判決が確定した後六箇月以内にこれをしなければならぬ。

補償に関する決定に対しては、即時抗告をすることができない。

第百八十八条の四 検察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却され又は取り下げられて当該上訴に係る原裁判が確定したときは、これによつて無罪の判決が確定した場合を除き、国は、当該事件の被告人又は被告人であつた者に対し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。ただし、被告人又は被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第百八十八条の五 前条の補償は、被告人又は被告人であつた者の請求により、当該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定をもつてこれを行う。

前項の請求は、当該上訴に係る原裁判が確定した後二箇月以内にこれをしなければならぬ。

補償に関する決定で高等裁判所がしたものに対しては、第四百二十八条第二項の異議の申立てをすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第百八十八条の六 第百八十八条の二第一項又は第百八十八条の四の規定により補償される費用の範囲は、被告人若しくは被告人であつた者又はそれらの者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出席するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に關しては、刑事訴訟費用に關する法律の規定中、被告人又は被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

裁判所は、公判準備又は公判期日に出席した弁護人が二人以上あつたときは、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、前項の弁護人であつた者の旅費、日当及び宿泊料を主任弁護人その他の一部の弁護人に係るものに限ることができない。

第百八十八条の七 補償の請求その他補償に關する手続、補償と他の法律による損害賠償との關係、補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人又は被告人であつた者の相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第一条に規定する補償の例による。

第百八十八条から第三百七十一条までを次のように改める。第三百六十八条から第三百七十一条まで 削除

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に生じた訴訟費用については、この法律による改正後の刑事訴訟法第百八十一条第三項ただし書の規定は、適用しない。

3 この法律による改正後の刑事訴訟法第百八十八条の二の規定は、この法律の施行後に無罪の判決が確定した事件につきこの法律の施行前に生じた費用についても適用する。

4 検察官のみが上訴をした場合において、その上訴がこの法律の施行前に棄却され又は取り下げられたときは、上訴によりその審級において

生じた費用の補償については、なお従前の例による。

5 この法律による改正前の刑事訴訟法第三百七十条第一項の規定による補償の請求及び前項の規定により従前の例によることとされる補償の請求がされている場合には、改正前の同法第三百六十八条の規定及び同条の規定の例により補償される費用については、改正後の同法第百八十八条の二第一項の補償をしない。

理由

無罪の判決を受けた者に対する補償の充実を図るため、被告人がその裁判に要した費用の補償をする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十一年三月十一日印刷

昭和五十一年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P